

公の施設の指定管理者における業務状況評価

令和6年1月31日

施設名	黒潮町漁船漁業用作業保管施設	所管課	海洋森林課
-----	----------------	-----	-------

1 施設の概要

指定管理者名	高知県漁業協同組合	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
施設所在地	高知県幡多郡黒潮町灘433番地		
事業内容	施設の適切な維持管理。		
施設内容	○ 面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など 鉄筋コンクリート平屋建 246.8m ²		
職員体制	常勤職員： 1 人	非常勤職員： 人	合計： 1 人

2 収支の状況

単位：千円

		令和2年度(決算)	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)
収入	町支出金			
	使用料・手数料			
	その他	4	4	4
	収入計 (a)	4	4	4
支出	事業費			
	管理運営費	4	4	4
	人件費			
	その他			
	支出計 (b)	4	4	4
収支差額 (a)－(b)		0	0	0

3 利用状況

	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(目標)
①年間利用者数(単位:人)	18	16	—
②利用者意見等の反映	○ 利用者アンケート等の実施状況(時期・方法・回答数・調査結果等) アンケート等は実施していない		
	○ 利用者意見等を踏まえた対策 特になし		
	○ その他		
③その他特記事項			

4 令和4年度業務評価

項 目	状 況 説 明
①適正な管理運営の確保	適正に施設管理を行っている。
②利用者サービスの維持向上	利用者が限定されるため、現状維持。
③利用実績	利用者が限定されるため、現状維持。
④収支の状況	光熱水費のみ
総合評価	B おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われている。

【評価の目安】

- A:仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
 B:おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
 C:仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
 D:管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの